

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
のときは翌日  
の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

国民健康保険法による療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの

他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

被爆者一般疾病医療機関の指定

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正

土地改良区の設立の認可

土地改良事業の認可

土地の立入りの通知

土地の用途廃止

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正

◇ 公 告  
甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬取扱保安責任者試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第五百七十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理が

あつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理年月日
増栄内科医院	米子市旗ヶ崎二区四二九	昭和四十四年八月十七日
医療法人勤誠会 米子病院	日原三一九の一	九月 一日
谷口病院	倉吉市上井町一の一三	十二日

### 鳥取県告示第五百八十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
増栄内科医院	米子市旗ヶ崎二区四二九	全国	昭和四十四年八月十七日
谷口病院	倉吉市上井町一丁目一三	"	九月十二日

鳥取県告示第五百八十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十四年八月二十九日	鳥取県済生会 境港病院	境港市米川町四四番地

鳥取県告示第五百八十二号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年十月三日から施行する。

昭和四十四年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

鹿兒鳥県鷺岬郡 福岡県飯塚市

鳥取県告示第五百八十三号

倉吉市富海四七四番地山崎利明ほか十四人の者から設立認可申請のあつ

た富海土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年九月二十四日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百八十四号

岩美町長から申請のあつた町営土地改良（長谷地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年九月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百八十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称 建設大臣
- 二 事業の種類 一般国道181号日野改良工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡日野町高尾、金持及び板井原

四 立ち入ろうとする期間 昭和四十四年十月三日から

昭和四十六年三月三十一日まで

鳥取県告示第五百八十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年九月二十五日から用途廃止した。

昭和四十四年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
米子市南三柳字深池山中四、六七九ノ二番地先から 字深池尻三、二五六ノ一番地先まで	九二・六六	水路敷
字深池山中四、六八九番地先	一三九・九〇	道路敷
字山中庄助沖通四、六一〇番地先から 四、六〇六ノ一番地先まで	一〇七・二五	"
四、六〇七ノ二番地先から 四、六〇七ノ三番地先まで	二一六・一七	"
四、五九八ノ二番地先	九・一二	水路敷

鳥取県告示第五百八十七号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(癖の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十四年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県倉吉職業訓練所 倉吉市駄経寺二九の三」を「鳥取県立倉吉鳥取県米子職業訓練所 米子市東福原一、一四五」鳥取県立米子専修職業訓練校 倉吉市駄経寺二九の三に改める。

専修職業訓練校 米子市東福原一、一四五」

公 告

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第31条第3項に規定する甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和44年10月3日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類及び方法

(1) 試験の種類

甲種火薬類取扱保安責任者試験

乙種火薬類取扱保安責任者試験

(2) 試験の方法

(ア) 筆記試験

火薬類取締りに関する法令

一般火薬学

(イ) 面接による人物試験

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和44年11月9日(日曜日)

午前9時30分から午前11時30分まで

(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市  
3 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写真

手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはりつけること。

(4) 戸籍抄本

なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工振興課及び鳥取県火災保安協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料 700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはりつけること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書の受付期間

昭和44年10月11日から昭和44年10月20日まで

6 受験票

受験票は、受験願書を受け付けた場合のみ交付する。